

## 滋賀県緊急事態措置の考え方

- (1) 区域 滋賀県全域
  - (2) 期間 令和2年5月6日まで
  - (3) 実施内容
    - ① 外出自粛の協力の要請（特措法第45条第1項）  
県民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請
    - ② その他については、基本的対処方針を踏まえ今後検討
-